



# 栃木県テニス協会会則

栃木県テニス協会

## 第1章 総則

### 第1条

本会は栃木県テニス協会と称し、1966年に創立、事務局を宇都宮市におく。

## 第2章 目的及び事業

### 第2条

本会は、栃木県（以下県という）におけるテニスの普及・振興・競技力の向上を目指し、以て県民の心身の健全な発達に寄与するとともに、会員のスポーツ活動環境の向上と親睦を図ることを目的とする。

- 2 前項の目的を達成する為、本会は県のテニス競技統括団体として（公財）日本テニス協会、関東テニス協会及び県スポーツ協会に加盟する。

### 第3条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県内におけるテニス競技会の主催又は共催
  - (2) 他団体・組織の主催するテニス大会の公認・後援及びこれへの参加・開催協力、又は会員の派遣
  - (3) 競技に関連する講習会、研修会等の主催・共催・後援、及び開催支援、又は会員の派遣
  - (4) 会員相互の親睦や技術向上のためにする諸行事
  - (5) その他、県内におけるテニス関連組織の統括機関として必要な事業
- 2 前各号の細部必要事項は別に定める諸規則・細則（以下諸規則という）による。

## 第3章 組織

### 第4条

本会は栃木県内の各地区協会と第7章に示す委員会を以て組織する。

### 第5条

地区協会とは、栃木県内の市町で組織されたテニス競技等を執り行っている団体を指し、本会へ登録加盟した団体をいう。

- 2 本会への登録加盟には、理事会の承認を必要とする。

## 第4章 権利・義務

### 第6条

加盟団体に所属する会員は、国内における公式トーナメントに出場することができる。

- 2 会員とは、所属クラブに登録し地区協会を経て県協会に登録した者をいう。

### 第7条

本会に入会する場合は、所定様式に従い、クラブ登録表は地区協会を通じて、個人登録は県協会に直接申し込むこととする。

尚、申込み期限は6月末日とし、追加の登録は毎年暦年度の末日までとする。

## 第5章 役員

### 第8条

本会に次の役員をおく。

会長 1名           副会長 若干名  
理事長 1名       副理事長 若干名  
常務理事 12名   委員会の委員長  
理事 13名       各地区協会の会長または理事長

- 2 このほか必要に応じ、相談役及び参与等を若干おく。

### 第9条

会長・副会長は理事会で推挙し、総会において承認する。

- 2 理事長は理事の互選による。

### 第10条

会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

### 第11条

理事長は会長の命を受け会務を執行する。又、委託された事項及び緊急を要する事項を処理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 委員長は定期的に会合を持ち、委員長会議にて相互の情報交換と連携を図ると共に本会を運営する。
- 4 理事は各地区協会を代表し、本会との連絡を図ると共に理事会を組織し、理事会の決議事項を執行しかつ会務を処理する。

### 第12条

相談役及び参与は会長がこれを委嘱する。任期は別に定めない。

### 第13条

役員の仕事は原則的に2年とする。但し、任期満了後でも後任者が就任するまでは、この職務を行うものとする。再選は妨げない。

- 2 何らかの諸事情により欠員が発生した場合の補充役員の仕事は、前任者の残余期間とする。
- 3 本会則に違反するか、又は本会の体面を傷つけた行為ありと認めた時は、理事会の決議により除名することができる。一度除名された者は、いかなる場合でも本会の役員に復帰することは出来ない。

### 第14条

理事長が事業を運営する上で必要と認めた場合は、会長の委嘱により事務局員をおくことができる。

- 2 事務局員は、理事長、副理事長の指示に従い、本会の会務を処理する。

## 第6章 会議

### 第15条

本会の会議は、総会、理事会、委員長会議、各委員会とする。

- 2 総会は理事以上の役員を以て構成する。
- 3 総会の議長は、原則として理事長が行う。

### 第16条

総会は会長が招集し、原則として毎年1回4月に開催し、次の議案を審議決定する。

- (1) 当該年度の事業報告および決算
- (2) 翌年度の事業計画および予算
- (3) 組織体制
- (4) その他

### 第17条

理事会、委員長会議、各委員会は事業を円滑に運営する上で必要に応じて開催する。

### 第18条

総会は理事の2/3(3分の2)以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 その他の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

## 第7章 委員会

### 第19条

本会の事業を遂行するため、下記に示す委員会を設置する。

- ・総務経理委員会
- ・一般委員会
- ・ジュニア委員会
- ・ベテラン委員会
- ・実業団委員会
- ・強化委員会
- ・普及委員会
- ・国体委員会
- ・高校テニス委員会
- ・中学校テニス連盟委員会
- ・審判委員会
- ・ランキング委員会

- 2 委員会の設置・改廃・統合・名称変更は委員長会議で定め、理事会で承認するものとする。
- 3 各種委員会の主管業務は諸規則による。
- 4 委員会運営要領については各委員会で定めるものとする。

## 第20条

各委員会に委員長1名、副委員長若干名、委員若干名をおき、理事長が任命する。尚、各委員長は本会の常務理事とする。

## 第8章 会 計

### 第21条

本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 登録料(個人登録料、実業団登録料、高体連登録料)
- (2) 大会参加料
- (3) 地区協会分担金
- (4) 広告料
- (5) 寄付金、協賛金
- (6) 補助金(栃木県体育協会他)
- (7) 賛助会員料
- (8) その他収入

### 第22条

各実業団、高体連は別に定める会費を登録表と共に納入する。

### 第23条

本会の会計年度は、事業年度と共に毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

- 2 予算は、会計年度の初めに総会の承認を得て決定する。
- 3 決算は、会計年度の終了後、会計監査を経て総会にて報告し、その承認を得なければならぬ。

## 附 則

### 第 24 条

本会則は、総会の決議がなければ変更することができない。

### 第 25 条

本会則に必要な細則は、理事会で別に定める。

### 第 26 条

この会則に定めのない事項(細則等)については理事会で定める。

1999年6月27日改正

2005年2月27日改正

2006年4月23日改正

2007年4月22日改正

2011年4月17日改正

2012年4月15日改正

2014年4月13日改正

2020年4月19日改正

2023年4月23日改正